

大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程の一部を改正
する規程のあらまし

- 1 国家公務員等旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費制度の見直しを行います。
〔主な改正内容〕
 - ・旅行中宿泊費について、定額支給方式を上限付きの実費支給方式に改めます。
 - ・旅費の種類に包括宿泊費や宿泊手当を追加するとともに、その額について定めます。
 - ・旅行役務提供者を利用した場合、当該者に対して旅費に相当する金額を支払うことができるようにします。
- 2 この規程は、令和8年4月1日から施行します。